

答弁書第二三号

内閣参質一七七第二三号

平成二十三年二月四日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員山谷えり子君提出閣僚の国会答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山谷えり子君提出閣僚の国会答弁に関する質問に対する答弁書

御指摘の答弁書（平成二十二年十二月十日内閣参質一七六第一七〇号）は、閣僚が国会において虚偽の答弁を行った場合に当該閣僚にどのような政治的・道義的責任が生じるかについては、当該答弁の趣旨、内容、当該答弁に至った経緯等を踏まえ、個別具体的に判断されるべきであるとの趣旨を述べたものであり、「国民からの信頼を損ねるもの」であるとの御指摘は当たらず、同答弁書を撤回する必要はないものと考ええる。

